

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私の亡き夫は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場及びA社に継続して勤務し、また、申立人と同じ期間に両事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和62年12月1日から63年1月1日まで
③ 平成12年1月1日から同年1月24日まで
④ 平成12年4月8日から同年5月1日まで

申立期間①について、私はB事業所で正職員として勤務していた。

申立期間②から④までについて、私はA事業所で臨時職員として勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A事業所に係る申立期間②について、雇用保険被保険者記録により、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は雇用保険と厚生年金保険は同時に加入したと供述しているところ、当該同僚の雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が昭和63年1月1日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したときの記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、B事業所の事務担当者は、申立期間当時の従業員台帳は保存していないものの、従業員の雇用保険と厚生年金保険は同時に資格喪失の届出をしていると供述しているところ、当該事業所が保管する申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている離職日とオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日は符合している上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後1年間に資格を喪失した同僚6名の厚生年金保険と雇用保険の資格喪失日を確認したところ、当該同僚は全て雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日が符合していることが確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日は昭和62年5月31日と記載されており、オンライン記録と一致している。

申立期間③については、A事業所の事務担当者は「厚生年金、雇用保険ともに、法令に従い処理している。」と回答している上、複数の同僚は雇用保険と厚生年金保険は同時に加入していたと供述しているところ、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者資格取得日はオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の被保険者資格取得日が平成12年1月24日と記載されており、オンライン記録と一致している。

申立期間④については、A事業所の事務担当者は「厚生年金、雇用保険ともに、法令に従い処理している。」と回答しているところ、当該事業所における申立人の雇用保険の離職日とオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日は符合している。

また、当該事業所が保管する年調累積台帳一覧表によると、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所が保管する更新に係る任用通知書に任用期間が平成12年4月1日から同年4月7日までと記載されている上、同通知書の下記に申立人の署名押印が確認できる。

加えて、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の被保険者資格喪失日が平成12年4月8日と記載されており、オンライン

記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年12月まで

私の国民年金の加入手続については、亡き父が行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと思うが、私宛てのねんきん特別便によって、申立期間の保険料が納付されていないことを知った。年金事務所でも調べてもらったが、申立期間については、国民年金の加入及び保険料の納付は確認できないとされていた。

昭和46年当時に婚姻した私の妻の国民年金保険料は納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料が納付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、亡き父が行ってくれていたとしているものの、申立人自身は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、申立人は、「亡き父が私の国民年金の加入手続を行い、昭和44年1月から国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているが、国民年金被保険者台帳管理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の同手帳記号番号は、昭和50年4月頃にA町において初めて払い出されており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の49年10月22日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、A町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る昭和

49年10月以降の国民年金保険料が50年2月以降に納付された記載が確認できるが、申立期間については、国民年金の加入及び保険料が納付された記載は無く、オンライン記録でも未加入期間で一致している。

加えて、戸籍の附票によると、申立人は、A町から転居したことが無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。